

令和3年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年1月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年1月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年1月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 1月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 1月25日 13時39分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 11番	中村一彦	議席番号 12番	竹田和夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席者はございません。よって、現在の出席委員は19名中19名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、11番 中村一彦 委員、12番 竹田和夫 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第11回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第11回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、3項目の協議並びに、欠員に伴う推進委員の再募集に関する報告を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年1月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、2 月 10 日（木）午前 10 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 3 年度第 11 回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後 1 時 00 分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3 項目め。令和 4 年度下限面積別 段面積 についてとなります。内容について協議を行ったところ、6 ページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

続きまして、5 情報提供等となります。

中村委員から情報提供がされ、小山田委員から 3 件の質問が出されました。次のページに亘り関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、事務局から 2 件の情報提供を行いました。

一つ目の基盤法更新の現状については、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、二つ目の令和 3 年度いわて農林水産躍進大会に係る表彰についても、本日の委員合同会議の情報提供等で事務局より説明を行う事としております。

続きまして、6 欠員に伴う推進委員の再募集についてとなります。推進委員の募集状況と今後のスケジュールについて説明を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

最後に立柳会長から、運営委員会では些細なことでも構わないので、情報を提供してもらいたいとの要望が出されました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 3 年度第 11 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 4 年 1 月 25 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 11 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 9 ページをご覧ください。

令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧4番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧5番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は1月17日の月曜日でございます、9件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の9番委員 吉田晃 委員、農業委員の10番委員 高橋栄光 委員、推進委員の西根南地区の4番委員 工藤廣導 委員、推進委員の西根北地区の4番委員 中村政宏 委員、推進委員の松尾地区の4番委員 米田正悦 委員の5名でございます。

また、事務局からは伊藤事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第3条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号1：田頭第1地割218、田、1,249㎡を含む25筆24,656㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稲と牧草を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2：松尾寄木第1地割209-3、畑、1,019㎡を含む18筆27,666.92㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が、水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3：松尾第5地割87-2、田、452㎡を含む18筆23,763㎡です。事業継承による親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4：松尾寄木第20地割243-1、田、900㎡を含む2筆3,936㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が作業受託契約で水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5：松尾寄木第8地割267-2、田、520㎡を含む4筆4,164㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が作業受託契約で水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6番と7番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号6 荒木田第2地割12-1、田、239㎡を含む2筆349㎡です。

申請番号7 荒木田第2地割45、畑、418㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、牧草を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については次の4～6ページの申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号10番 高橋栄光 委員にお願いします。

10番（高橋委員）

10番 高橋栄光です。

申請番号1番ですが、位置は田頭小学校を中心に約500m以内に点在しているほか、間羽松・町組・松川地区にも点在しております。現況は、水稲と牧草の刈り取りが終わった状態で、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は寄木小学校を中心に約2.4km以内に点在しており、岩手山S.Aから西に約700mの地点にも存在しております。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は松尾八幡平I.Cを中心に約1.8km以内に点在しており、松尾中学校から南東へ約900mの地点にも存在しております。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は寄木小学校から北東へ約1.5kmの地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号5番ですが、位置は寄木小学校を中心に約2.8km以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号6番と7番ですが、関連がありますので、一括してご説明いたします。位置はそれぞれ寺田小学校から約2.3kmの地点です。現況は、ともに保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農地法第5条の概要を簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1番と2番は関連がありますので、まとめてご説明いたします。

申請番号1、大更第22地割319、田、131㎡

申請番号2、大更第22地割320、田、121㎡

転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、駐車場、庭等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番と2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、集落に接続して建設されることが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号10番 高橋栄光 委員にお願いします。

10番（高橋委員）

10番の高橋栄光です。

申請番号1番から2番は関連がありますので一括で説明いたします。位置は、大更小学校から南西へ約500mの地点です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、周辺を宅地造成された土地に隣接しており、上下水道等の生活基盤も整っており、子供が入学予定の小学校の学区内であることから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、35件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

今月は、全て新規分の申請で35件になります。うち賃貸借権設定が27件で、そのうち中間管理機構を通した申請が1件で、使用貸借権設定が1件となります。また所有権移転は、7件あり、すべて中間管理機構を通した申請になります。よって合計で35件となります。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1～6番、18～22番、25～26番は西根南地区に係る申請です。なお、申請番号1番と19番は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号8～9番は、西根北地区に係る申請です。なお、申請番号9番は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号7番、10～15番は、松尾地区に係る申請です。なお、申請番号14番は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号16番と17番、申請番号23番と24番は、安代地区に係る申請です。

また、申請番号5番、15番、18～22番は令和3年12月31日をもって、利用権設定が一旦は終了した案件で、先月の第10回総会で更新申請が間に合わず、改めて新規での申請となることを申し添えます。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 27 番は、西根南地区に係る申請です。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 28 番と 29 番、34 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 30 番は西根南・北地区に係る申請です。

申請番号 31～33 番は、西根北地区に係る申請です。

なお今ご説明した 28 番と 29 番について、令和 3 年 12 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地です。また 30～33 番について、一時貸付が満了となり、3 年間の賃貸借権から所有権移転が行われることを申し添えます。今ご説明した申請番号 34 番は所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

最後に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号 35 番は、西根北地区に係る申請です。なお今ご説明した案件について、令和 3 年 12 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり 3 年後の令和 6 年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の 17～21 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番 向久保 勉 委員の退席を求めます。

（15 番 向久保 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 3 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 3 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

次に、申請番号29番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号18番 三浦美恵子 委員の退席を求めます。

(18番 三浦 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号29番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号29番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号29番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号18番 三浦美恵子 委員の着席を求めます。

(18番 三浦 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号3番、29番を除く議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番、29番を除く議案第3号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号3番、29番を除く議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案24ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は1件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1番は、松尾地区に係る申請です。なお、この申請については、再配分となりますので、前権利設定の残期間となることを申し添えます。言わば、耕作者の変更に対する意見を求められている案件になります。

今回の計画案につきましても、各地区の人・農地プランに位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員選任要領の一部改正について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員選任要領の一部改正について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

(提案理由朗読後、内容説明)

最初に、今までの経緯をご説明します。昨年の12月24日に開催された第9回農業委員会議においてご協議をいただき改正の内容が了承され、本日の総会への提出となるものです。

それでは、内容についての説明となりますが、改正する内容は既に第9回農業委員会議において説明を行っているので、この場での説明は割愛をさせていただきます。

次に、一部改正となる箇所についてご説明をします。

総会資料13ページ、議案第5号資料1となります。今回の一部改正に係る条文を赤い字で表示しております。この条文による審査表の一部が改正になるものです。

次のページとなります。改正前の審査表となります。改正する箇所を赤い字の下線部で表示しており、審査項目4委員活動の貢献度は削除となります。

次のページとなります。改正後の審査表となり、削除後の審査項目を1番ずつ繰り上げるものです。

一部改正は以上となり、その他条文等に関する変更は無いことを申し添えます。

なお、規則の改正でございますが、ただ今の総会で決定されました後に、2月1日から施行になるものといたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員選任要領の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時39分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第11回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年2月25日

会 長 _____

11 番委員 _____

12 番委員 _____

令和3年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年1月25日（火）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第11回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
 - 議案第5号 八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員選任要領の一部改正について
- 5 閉 会